

一 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利） 第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号及び第二条の十二の二第二項第四号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利 （適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合） 第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（	（有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがないと認められる権利） 第一条の三の三 法第二条第二項第五号ニに規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。 一 四 （略） 五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利 （適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合） 第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一 株券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出

平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の五の二第二項、第一条の七、第一条の八の二及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で新株予約権証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七及び第一条の八の二第一号において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ（略）

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券（法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。以下同じ。）でないこと。

ハ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家

資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）、「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）若しくは新株予約権証券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ（略）

（新設）

ロ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家

(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。) 以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結すること取得の条件として、取得勧誘(同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。) 又は組織再編成発行手続(法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第二条の四の二において同じ。) が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。) で新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。) 若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七及び第一条の八の二第二号において「新優先出資引受権等」という。) が付されているもの(イにおいて「当該有価証券」という。) 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。) 以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結すること取得の条件として、取得勧誘(同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。) 又は組織再編成発行手続(法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。) が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。) で新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。) 若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。) が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

ロ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

(特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等)

第一条の五の二 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

一 当該有価証券を証券関連業者(金融商品取引業者等(法第三十条に規定する金融商品取引業者をいう。第四十四条を除き、以下同じ。))又は外国証券業者(法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。以下同じ。))をいう。次号において同じ。)の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。))から取得する非居住者(同項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。))

二 当該有価証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする

一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこ

(新設)

と。

ロ 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等という。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを得る条件として、取得勧誘が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当する（一）。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者と

の間において、当該取得者が取得した当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

（少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が法第二条第三項第二号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この号において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するとき又は、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種

（少人数向け勧誘に該当しないための要件）

第一条の六 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券（その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。）が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方（当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当ときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定

の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となること。

二 当該取得勧誘が特定投資家（法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）のみを相手方とし、かつ、五十名以上の者（当該者が適格機関投資家であつて、当該取得勧誘に係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該者を除く。）を相手方として行う場合であること。

（少数人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ハ及び第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出

める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（少数人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ロ及び第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券若しくは新株予約権証券又は外国出資証券 当該株券若しくは当該新株予約権証券に表示された権利の行使により引き受けられ、若しくは取得されることとなる株券又は当該外国出資証券（以下この号において「当該株券等」という。）の発行者が法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当する株券又は外国出資証券（当該発行者が株式若しくは出資に係る剰余金の配当、残余財産の分配、利益を用いて行う出資の消却又は優先出資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の

資法第十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による優先出資の消却について内容の異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でないこと。

ロ 当該株券等又は当該新株予約権証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定めるものが特定投資家向け有価証券でないこと。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの（イにおいて「当該有価証券」という。）次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券の発行者並びに当該有価証券及び当該株券がそれぞれ前号イ及びロに定める要件に該当すること。

ロ（略）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券が特定投資家向け有価証券でないこと。

ロ 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

異なる数種の株券又は外国出資証券を発行している場合には、当該株券等と同種の内容を表示したものに限る。）を既に発行している者でない場合

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号に定める要件に該当すること。

ロ（略）

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当する場合

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買（当該有価証券が特定上場有価証券（同条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。以下同じ。）である場合にあっては、特定投資家等のみを当事者として行われるものに限る。）

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号及び第六項に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

（売付け勧誘等における特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の八の二 法第二条第四項第一号ハに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券又は外国出資証券 次に掲げるすべての要件に該当する場合
- イ 当該有価証券と同一種類の有価証券として内閣府令で定める

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三 法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

（新設）

ものが法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券のいずれにも該当しないこと。

ロ 当該有価証券の売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下この条、次条及び第二条の十二において同じ。）を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該有価証券の買付けを行うとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権又は新優先出資引受権等が付されている有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。） 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ 当該有価証券及び当該新株予約権の行使により取得され、又は当該新優先出資引受権等の行使により引き受けられ、若しくは転換されることとなる株券が前号イに掲げる要件に該当すること。

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応

じて当該有価証券の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間において、当該買付者が買付けた当該有価証券を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 前号に準じて内閣府令で定める要件に該当すること。

（売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合）

第一条の八の三 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

（金融商品取引業から除かれるもの）

第一条の八の四 （略）

（電子情報処理組織を使用した取引業務から除かれるもの）

第一条の九の三 法第二条第八項第十号に規定する政令で定めるものは、特定投資家向け有価証券（法第四条第三項第四号に掲げるもの（第二条の十二の二第三項第一号又は第三号に掲げるものを除く。）及び開示が行われている場合（法第四条第七項に規定する開示が

（売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合）

第一条の八の二 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等（同項に規定する売付け勧誘等をいう。第二条の十二において同じ。）に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする

（金融商品取引業から除かれるもの）

第一条の八の三 （略）

（新設）

行われている場合をいう。)に該当するものを除く。)の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として法第二条第八項第十号イからホまでに掲げる売買価格の決定方法又はこれに類似する方法により行うものとする。

(預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書)

第一条の十七 法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法第六条第一項第七号に規定する支払手段(通貨に該当するものを除く。)、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権とする。

(組織再編成発行手続における少人数向け勧誘に該当しないための要件)

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める要件は、当該組織再編成発行手続に係る組織再編成対象会社株主等が適格機関投資家のみである場合であつて、当該組織再編成対象会社株主等の人数が五十名以上であることとする。

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に

(預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書)

第一条の十七 法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第七号に規定する支払手段(通貨に該当するものを除く。)、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権とする。

(新設)

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に

掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ（略）

又 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六

条の二第二項及び第六条の三第二項に規定する信託の受益権

ル（略）

二（略）

2 （略）

3 第一項第一号ルに規定する特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号ル(1)及び(2)の規定の適用については、当該他の法人を当該特定法人とみなす。

（特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券等）

第二条の十二の二 法第四条第三項に規定する多数の特定投資家に所有される見込みが少なくと認められるものとして政令で定めるものは、当該有価証券（有価証券の種類及び流通性その他の事情を勘案し、投資者保護のため適当でないと認められるものとして内閣府令で定める有価証券を除く。）の発行者の直前の事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定

掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ（略）

（新設）

又（略）

二（略）

2 （略）

3 第一項第一号又（新設）に規定する特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号又(1)及び(2)の規定の適用については、当該他の法人を当該特定法人とみなす。

（新設）

期間（法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項において同じ。）。

以下この項、第三条の四及び第四条の二の二において同じ。）の末日及び直前の事業年度の開始の日前二年以内に開始した事業年度すべての末日における当該有価証券の内閣府令で定めるところにより計算した所有者の数が三百に満たない場合（当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなつた日の属する事業年度（当該事業年度が複数あるときは、その直近のものとする。）終了後三年を経過している場合に限る。）であつて、特定投資家向け有価証券に該当しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるところにより金融庁長官の承認を受けた有価証券とする。

2 法第四条第三項に規定する政令で定める有価証券交付勧誘等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 金融商品取引業者等が自己のために特定投資家等に対して行う有価証券交付勧誘等

二 外国証券業者に委託して非居住者に対して行う有価証券交付勧誘等

三 公開買付け（法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。次章第一節において同じ。）に応じて行う株券等（同条第一項に規定する株券等をいう。）の売付けの申込み

四 当該有価証券交付勧誘等に係る特定投資家向け有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該特定投資家向け有

価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を行う者に限る。）に対して行う有価証券交付勧誘等

イ 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

ニ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

3 法第四条第三項第四号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 特定上場有価証券であつた有価証券

二 店頭売買有価証券市場のうち当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会がその定款の定めるところにより一般投資家等買付け（法第六十七条第三項に規定する一般投資家等買付けをいう。）を禁止しているもののみにおいて売買が行われる店頭売買有価証券（以下「特定店頭売買有価証券」という。）

三 特定店頭売買有価証券であつた有価証券

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める有価証券及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する流通状況が法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

(少数人向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二の三 法第二十三条の十三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第四項各号に定める場合に該当するものに限る。)とする。

一 三 (略)

(海外発行証券の少数人向け勧誘)

第三条の三 法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券のいずれかに該当するものをいう。

一 特定投資家向け有価証券(当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等(法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。以下同じ。))に該当することにより当該有価証券が特定投資家向け有価証券に該当することとなる場合の有価証券を含む。次項において同じ。)

二 当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。次項において同じ。))が国内で行われたもの(前号に掲げるものを除く。)

法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める有価証券は、

(少数人向け勧誘に係る告知を要しない勧誘)

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。)とする。

一 三 (略)

(海外発行証券の少数人向け勧誘)

第三条の三 法第二十三条の十四第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この項において同じ。))が国内で行われたものとし、法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に発行された有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかったものとする。

(新設)

国内で既に発行された有価証券であつてその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で行われなかつたもの（特定投資家向け有価証券を除く。）とする。

3 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

（外国の者の有価証券報告書の提出期限）

第三条の四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2 |

法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

（外国の者の有価証券報告書の提出期限）

第三条の四 法第二十四条第一項（同条第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号（法第二十七条において準用する場合を含む。）又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。第四条の二第一項及び第四条の二の二において同じ。））経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の所有者の数等)

第三条の六 (略)

2 法第二十四条第一項第二号に規定する流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定める有価証券は、特定店頭売買有価証券とする。

3 (略)

4 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、千(当該有価証券が特定投資家向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数)とする。

(外国会社報告書の提出期限)

第四条の二の二 法第二十四条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社(同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。)が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書(同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより

承認を受けた期間とする。

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の所有者の数等)

第三条の六 (略)

(新設)

2 (略)

3 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

(外国会社報告書の提出期限)

第四条の二の二 法第二十四条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社(同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。)が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書(同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合)には、当該有価証券に係る特定期間)経過後四月以内に提出でき

、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の五 法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第四条の十一（略）

2～4（略）

5 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 優先出資証券 千（当該優先出資証券が特定投資家向け有価証

ないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限）

第四条の五 法第二十四条の七第一項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。）である外国会社（法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者）が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書（法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第四条の十一（略）

2～4（略）

5 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した 特定投資家の数を加えた数	二 第一条の三の四に規定する債権 五百
(公開買付けによらなければならない有価証券等)	第六条 (略)
2 法第二十七条の二第一項に規定する流通状況が特定上場有価証券 に準ずるものとして政令で定めるものは、特定店頭売買有価証券と する。	3 (略)
(公開買付けの適用除外となる買付け等)	第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定 する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。
一 (略)	二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第 四百八十号)第十二条第一号に掲げる投資信託の受益証券を有す る者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付け等
三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲 げる投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハの交 換により行う株券等の買付け等	

(公開買付けによらなければならない有価証券等)	第六条 (略)
(新設)	2 (略)
(公開買付けの適用除外となる買付け等)	第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定め る株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等(同項に規定 する買付け等をいう。以下この節において同じ。)とする。
一 (略)	二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第 四百八十号)第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を 有する者が当該受益証券を同号イの交換により行う株券等の買付 け等
三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲 げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号ハ の交換により行う株券等の買付け等	

四〇六 (略)

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付けによらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八〇十三 (略)

十四 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者(特定上場有価証券又は特定店頭売買有価証券である株券等の発行者を除く。))が発行する株券等の買付け等

十五 (略)

二・三 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者(その者の親族を含む。)が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出

四〇六 (略)

七 株券等の所有者が少数である場合として内閣府令で定める場合であつて、当該株券等に係る特定買付け等を公開買付け(法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けをいう。以下この節において同じ。))によらないで行うことにつき、当該株券等のすべての所有者が同意している場合として内閣府令で定める場合における当該特定買付け等

八〇十三 (略)

十四 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により有価証券報告書を提出しなければならない発行者以外の発行者が発行する株券等の買付け等

十五 (略)

二・三 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者(その者の親族を含む。)が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出

資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 （略）

二 その者が他の法人等に対して特別資本関係を有する場合（当該株券等の買付け等を行うことにより特別資本関係を有することとなる場合を除く。）における当該他の法人等及びその役員

三 （略）

3 6 （略）

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

（削る）

三 外国の者の発行する証券又は証書で前二号に掲げる有価証券の

資を自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて所有する関係（以下この条において「特別資本関係」という。）にある場合における当該法人等及びその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）

2 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が法人等である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 （略）

二 その者が他の法人等に対して特別資本関係を有する場合における当該他の法人等及びその役員

三 （略）

3 6 （略）

（対象有価証券の範囲）

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 投資証券等

四 外国の者の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の

性質を有するもの

四 投資証券等

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 (略)

2 前項の電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官に届け出るとともに、当該者に係る定款その他の書類を提出しなければならない。ただし、この項の規定により既に届出を行った者が、内閣府令で定めるところにより定期的に定款その他の書類を提出している場合その他内閣府令で定めるときは、この限りでない。

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘(法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。以下同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等)に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者(金融商品取引業者及び登録金融機関(法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。))を除く。以下この条において同じ。))から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若し

性質を有するもの

(新設)

(開示用電子情報処理組織を使用して行う電子開示手続又は任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十 (略)

2 前項の電子開示手続又は任意電子開示手続を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。ただし、この項の規定により既に電子開示手続又は任意電子開示手続のうちいずれかの手続について届け出たときは、この限りでない。

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。))の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

くは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものをいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

（特定金融商品取引業務を行う者）

第十五条の二十一 法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を行う者は、当該業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関の代理を行う者である旨を明示しなければならない。

2
（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十五条の二十二 金融商品取引業者等は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（特定金融商品取引業務を行う者）

第十五条の二十一 法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を行う者は、当該業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）の代理を行う者である旨を明示しなければならない。

2
（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十五条の二十二 金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。）は、法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)	(運用の対象となる特定資産から除かれるもの) 第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。
2 (略)	(運用の対象となる特定資産から除かれるもの) 第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、宅地(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二十一条第一号に掲げる宅地をいう。)及び建物とする。
一 宅地(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二十一条第一号に掲げる宅地をいう。)及び建物 二 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第四項に規定する商品 三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第十号に規定する商品投資等取引に係る権利	(新設) (新設) (新設)
(届出業務となる投資運用の対象となる物品) 第十五条の二十六 法第三十五条第二項第五号の二に規定する政令で定めるものは、商品取引所法第二条第四項に規定する商品とする。	(新設)
(特定投資家向け有価証券に係る告知義務の対象となる行為) 第十六条の七の二 法第四十条の五第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。	(新設)
一 売付け(次に掲げるものを除く。) イ 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商	

品市場においてする売付け

ロ 法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けに係る株券等
（同条第一項に規定する株券等をいう。）の売付け

ハ 法第二十七条の二十二の二第二項の規定により読み替えて準
用する法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けに係る上
場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をい
う。）の売付け

ニ 有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第六号
に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいい、同項第三号
ハ（同号ハ(1)に係る取引に限る。）又は同項第四号ハ（同号ハ
(1)に係る取引に限る。）に掲げる取引に限る。）により取得し
、又は付与した権利が行使された場合に成立する有価証券の売
買取引（次号において「特定売買取引」という。）による売付
け

ホ 法第二条第八項第十号に掲げる有価証券の売買に係る売付け
ヘ イからホまでに掲げるもののほか、投資者保護に欠けること
がないものとして内閣府令で定めるもの

二 買付け（特定売買取引による買付けを除く。以下この号におい
て同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理（次に掲げるものを除く。）
を行うことを内容とする契約の締結

イ 取引所金融商品市場、店頭売買有価証券市場又は外国金融商
品市場においてする買付けの媒介、取次ぎ（有価証券等清算取
次ぎを除く。）又は代理

ロ 法第二条第八項第十号に掲げる行為

ハ 有価証券等清算取次ぎ

ニ イからハまでに掲げるもののほか、投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるもの

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合(特定投資家向け有価証券について、一般投資家(法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。)を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合(当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。)を除く。)とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(前号に該当する場合を除く。)

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる

(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合(前号に該当する場合を除く。)

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる

取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の四第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）
ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者（第一条の八の四第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する契約であつて、当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とするものという。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受

取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の三第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）
ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者（第一条の八の三第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行

契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合
(当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。)

(引受業務のうち許可の対象となる行為)

第十七条の四 法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを国内において行うことのない場合における当該元引受契約への参加とする。

(取引所取引業務に係る事業報告書の提出期限等)

第十七条の十 法第六十条の六において読み替えて準用する法第四十六条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

う場合（当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いが国内において行われる場合を除く。）

(引受業務のうち許可の対象となる行為)

第十七条の四 法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを国内において行うことのない場合における当該元引受契約への参加とする。

(取引所取引業務に係る事業報告書の提出期限等)

第十七条の十 法第六十条の六において読み替えて準用する法第四十六条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者（法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。）が、その本国の法令又は慣行により、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間と

2 (略)

3 法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別の関係にある者)

第十九条の三 法第百三条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項及び第百六条の九において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所の対象議決権(法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号、第十九条の三の三及び第十九条の三の三の二において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二(四) (略)

する。

2 (略)

3 法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(特別の関係)

第十九条の三 法第百三条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所(法第百三条の二第五項の規定を法第百八条(法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。)において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。)の対象議決権(法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において「共同保有者」という。)の関係

二(四) (略)

2
4 (略)

5 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社をいう。

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 地方公共団体

二 外国金融商品取引市場開設者(法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。以下この条において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における法(法に基づく命令を含む。以下このロにおいて同じ。)に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第百六条の三第一項又は第百六条の十七第一項の認可を受けてその総株主の議決権の保有基準割合(法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。以下この条におい

2
4 (略)

(新設)

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

(新設)

(新設)

て同じ。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社(法人がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は当該法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。次号において同じ。)(同号ハにおいて「特定子会社」という。)であること。

三

外国金融商品取引市場開設者持株会社(外国金融商品取引市場開設者の子会社とする会社であつて前号に掲げる者以外の者をいう。以下この号において同じ。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ その本店又は主たる事務所の所在する国における法(法に基づく命令を含む。ロにおいて同じ。)に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第百六条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていること。

ロ その本店又は主たる事務所の所在する国における法に相当する外国の法令を執行する当局が、法の執行のために行う行政上の調査に関する協力を我が国が要請する場合には当該要請に応ずる旨の保証をしていること。

ハ その者が法第百六条の三第一項の認可を受けてその総株主の

(新設)

議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が、特定子会社であること。

(特別の関係にある者)

第十九条の三の三の二 法第百八条において準用する法第百三条の二第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係にある者は、次に掲げる関係にある者(特定株主を除く。)とする。

一 共同で金融商品取引所持株式会社(法第百三条の二第五項の規定を法第百八条(法第百六条の二十八第四項に係る部分に限る。))において準用する場合にあつては、株式会社金融商品取引所。以下この号において同じ。)の対象議決権を取得し、若しくは保有し、又は当該金融商品取引所持株式会社の対象議決権を行使することと合意している者(以下この条において「共同保有者」という。))の関係

二 夫婦の関係

三 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。))との関係

四 被支配会社とその支配株主等の他の被支配会社との関係

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

(新設)

3 第十九条の三第三項及び第四項の規定は、第一項の規定の適用について準用する。

4 第一項の「特定株主」とは、認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所（法第六十六条の二十八第四項の規定を適用する場合にあつては、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社）をいう。

5 第四条の四第三項の規定は、第一項第三号、第二項並びに第三項において準用する第十九条の三第三項及び第四項の場合においてこれらの規定に規定する者が保有する議決権について準用する。この場合において、第四条の四第三項中「第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」とあるのは「第四百七十七条第一項又は第四百八十八条第一項」と、「株式又は出資」とあるのは「株式」と読み替えるものとする。

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けるこ

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けるこ

とをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができ金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一（略）

二 その他の場合 当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、第十七条の三第三号に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3 第一項の場合において、安定操作取引の委託等を行うことができ

とをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすることができ金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一（略）

二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十二条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3 第一項の場合において、安定操作取引の委託等を行うことができ

る者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者の役員

二 当該売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等を行うことを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三 当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四 （略）

五 当該募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

（目論見書への記載等）

第二十一条 安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券に係る目論見書又は特定証券等情報（法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報（法第二十七条の三十一第二項

る者は、次に掲げる者に限るものとする。

一 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者の役員

二 当該売出しに係る有価証券の所有者（その者が当該有価証券を所有している者からその売出しを行うことを内容とする契約によりこれを取得した場合には、当該契約の相手方）

三 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四 （略）

五 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

（目論見書への記載）

第二十一条 安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ、してはならない。

又は第四項の規定により提供され、又は公表されたものに限る。）をいう。次条第一項において同じ。）に、次に掲げる事項の記載又は記録がある場合でなければ、してはならない。

一〇三 （略）

（安定操作取引の場所及び期間）

第二十二條 安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書又は特定証券等情報に記載され、又は記録された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては、同条第三号の規定により目論見書又は特定証券等情報に記載され、又は記録された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

2 安定操作取引は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一 有価証券の募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合 当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ 優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集又は特定投資家

一〇三 （略）

（安定操作取引の場所及び期間）

第二十二條 安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買）によらなければ、してはならない。

2 安定操作取引は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間でなければ、してはならない。

一 有価証券の募集の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める期間

イ 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合 当該募集に係る会社法第二百二条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ロ 優先出資法に規定する優先出資者に優先出資法に規定する優先出資の割当てを受ける権利を与えて行う募集の場合 当該募

向け取得勧誘の場合 当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ イ及びロ以外の募集又は特定投資家向け取得勧誘の場合 当該募集又は特定投資家向け取得勧誘に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の場合 当該売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集若しくは特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の価格。以下この条において「発行価格等」という。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

集に係る優先出資法第八条第一項第二号に規定する期日の二週間前の日から払込期日までの期間

ハ イ及びロ以外の募集の場合 当該募集に係る有価証券の取得の申込みの期間が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

二 有価証券の売出しの場合 当該売出しに係る有価証券の買付けの申込みの期間（売付けの申込みの場合にあつては、売付けの期間）が終了する日の二十日前の日から当該期間が終了する日までの期間

3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格（新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。）が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4 第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集若しくは

は特定投資家向け取得勧誘又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にしようとする有価証券の発行価格等が、一の取引所金融商品市場の一日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては、一の店頭売買有価証券市場の一日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格等の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（親会社）

第二十九条の三 法第六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書若しくは法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供されたもの、法第二十七条の三十一第二項の規定により公表した同条第一項に規定する特定証券情報又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項の規定により公表した同条第

4 第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売

出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所金融商品市場の一日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格（当該発行者が発行する有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては、一の店頭売買有価証券市場の一日における当該店頭売買有価証券の最終価格）に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

（親会社）

第二十九条の三 法第六十六条第五項に規定する他の会社を支配する会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

一項に規定する発行者情報のうち、直近のものにおいて親会社として記載され、又は記録された会社とする。

(公表措置)

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第三項に規定する公開買付け等

(公表措置)

第三十条 法第百六十六条第四項又は第百六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたこととは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 法第百六十三条第一項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社を代表すべき取締役若しくは執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該取締役若しくは執行役から重要事実等（法第百六十六条第四項に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同条第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等をいう。以下この項において同じ。）を公開することを委任された者又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等（法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあつては、当該法人を代表すべき者又は管理人）若しくは当該公開買付者等から同条第四項に規定する公開買付け等

事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イゝハ（略）

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この項において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等という。次号及び第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この項において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において日本語で公衆の縦覧に供されたこと。

三 法第六十三条第一項に規定する上場会社等であつて次のイ又はロに掲げる者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、当該イ又はロに定める事実

事実（以下この項において「公開買付け等事実」という。）を公開することを委任された者が、当該重要事実等又は当該公開買付け等事実を次に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開し、かつ、当該公開された重要事実等又は公開買付け等事実の周知のために必要な期間が経過したこと。

イゝハ（略）

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあっては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあっては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等という。第三十三条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

（新設）

を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において英語で公衆の縦覧に供されたこと。

イ その発行する第二十七条の二各号に掲げる有価証券がすべて特定投資家向け有価証券である者 重要事実等

ロ その発行する上場株券等がすべて特定投資家向け有価証券である者 公開買付け等事実

2
(略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 第二条の八に規定する有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第四号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

三 九 (略)

十 有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十七号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

2
(略)

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第七十二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

(新設)

一 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券（資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。）及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）

二 八 (略)

九 有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

十一 (略)

十二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(第二条の十一に規定する債券を除く。)で、株券、優先出資証券又は前各号(第六号及び第七号を除く。)に掲げる有価証券の性質を有するもの

十三 (略)

十四 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号、次号若しくは第十六号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(有価証券投資事業権利等(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。)に該当するものに限り、元本(発生時に確定するものに限る。)の償還を受けることができるものを除く。第十八号において同じ。)に係るオプションを表示するもの

十五 (略)

十六 第一条第二号に規定する有価証券(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

十七 (略)

十八 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

(算定基準有価証券)

十一 (略)

十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(第二条の十一に規定する債券を除く。)で、株券、優先出資証券又は前各号(第五号及び第六号を除く。)に掲げる有価証券の性質を有するもの

十二 (略)

十三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(有価証券投資事業権利等(法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。)に該当するものに限り、元本(発生時に確定するものに限る。)の償還を受けることができるものを除く。))に係るオプションを表示するもの

十四 (略)

(新設)

十五 (略)

十六 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(有価証券投資事業権利等に該当するものに限り、元本(発生時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

(算定基準有価証券)

第三十三條の五の二 法第百七十二條の四第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一〇七 (略)

八 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

九 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十・十一 (略)

(算定基準有価証券の市場価額がないとき等に算出される額)

第三十三條の五の三 法第百七十二條の四第一項第二号イ及び第百七十二條の十一第一項第一号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより算出した額は、内閣府令で定める貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする。

(違反行為の開始前の価格)

第三十三條の六 法第百七十三條第一項第三号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

第三十三條の五の二 法第百七十二條の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一〇七 (略)

八 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

九 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

十・十一 (略)

(算定基準有価証券の市場価額がないとき等に算出される額)

第三十三條の五の三 法第百七十二條の二第一項第二号イに規定する政令で定めるところにより算出した額は、内閣府令で定める貸借対照表に計上されている資産の額の合計額から負債の額の合計額を控除して得た額とする。

(違反行為の開始前の価格)

第三十三條の六 法第百七十三條第一項第一号ロに規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 違反行為（法第七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）に係る有価証券が金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）である場合又は違反者（法第七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の九までにおいて同じ。）が法第二十一条第二号から第五号までに掲げる取引を約定している場合、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等について第三十三条の八の二第一号に規定する売付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該売付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二 違反行為に係る有価証券が上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）である場合又は違反者が法第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引若しくは外国市場デリバティブ取引を約定している場合、金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第五十八条に規定する有価証券等をいう。第三十三条の八の二から第三十三条の九までにおいて同じ。）、店頭売買有価証券又は取扱有価証券であつ

一 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け又は法第二十一条第二号から第五号までに掲げる取引の場合、違反行為（法第七十三条第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第四号及び第九号並びに第三十三条の八第四号及び第九号において同じ。）の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、法第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引の場合、金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第五十八条に規定する有価証券等をいう。）又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の

て、違反行為に係るものについて、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券について第三十三条の八の二第一号に規定する売付けが金融商品市場で行われた場合には、当該売付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でない」と認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の七 法第七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二・三 （略）

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でない」と認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の七 法第七十三条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の発行又は売付け

二・三 （略）

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの

五〇八 (略)

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の八 法第七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇三 (略)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者

に限る。）

五〇八 (略)

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の八 法第七十三条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇三 (略)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受

が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

五〇八（略）

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の二 法第七十三条第六項に規定する政令で定める

とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

五〇八（略）

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者が違反行為の開始時に自己又は法第七十三条第五項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないであつて、又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等について自己又は特定関係者の計算において第三十三条の七第二号から第十号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあつては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

（風説の流布等をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の八の三 法第七十三条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同じの違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等に

（新設）

ついて自己又は特定関係者の計算において第三十三条の八第二号から第十号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の九 有価証券の売付け等（法第七百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）又は有価証券の買付け等（法第七百七十三条第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一五（略）

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

二五（略）

3 法第七百七十三条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の九 法第七百七十三条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一五（略）

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二五（略）

（新設）

け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 現実数値又はこれに類似するもの

二 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の変化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 現実数値又はこれに類似するもの

四 法第二条第二十二項第四号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4 法第七十三条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

（新設）

一 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合 当該オプションが消滅した時

二 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利又はこれに類似するものをいう。）が消滅した場合 当該権利が消滅した時

5 | 法第百七十三条第一項第一号イ及びロに掲げる額の計算に関しては、同号イの有価証券の売付け等には、違反行為期間（同号に規定する違反行為期間をいう。次項において同じ。）において違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の売付け等のうち最も遅い時期に行われたものから順次同号イの数量に達するまで割り当てるものとする。

6 | 法第百七十三条第一項第二号イ及びロに掲げる額の計算に関しては、同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為期間において違反者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価証券の買付け等のうち最も遅い時期に行われたものから順次同号ロの数量に達するまで割り当てるものとする。

（新設）

（新設）

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の九の二 法第七十四条第二項に規定する政令で定める

取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二十一条第三号又は第二十二条第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 法第二十一条第四号又は第二十二条第五号に掲げる取引（違反行為（法第七十四条第一項に規定する違反行為をいう。次条から第三十三条の九の六までにおいて同じ。）に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 法第二十一条第五号又は第二十二条第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一条第五号イ若しくはロ

（新設）

又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 法第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の九の三 法第七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の買付け

二 法第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二十二項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 法第二十二項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るも

（新設）

の又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の九の四 法第七十四条第六項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者（法第七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の九の六までにおいて同じ。）が違反行為の開始時に自己又は法第七十四条第五項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者

（新設）

と同一の違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等（法第七十四条第一項第一号に規定する有価証券等をいう。次条から第三十三条の十三までにおいて同じ。）について自己又は特定関係者の計算において第三十三条の九の二第二号から第六号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

（仮装売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の九の五 法第七十四条第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同一の違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等について自己又は特定関係者の計算において第三十三条の九の三第二号から第六号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同一の違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

（新設）

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に關し必要な事項）

第三十三條の九の六 有価証券の売付け等（法第七十四條第二項に

規定する有価証券の売付け等をいう。以下この條において同じ。）

又は有価証券の買付け等（法第七十四條第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この條において同じ。）が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二十一條第二号に掲げる取引 約定數値

二 法第二十一條第三号又は第二十二條第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額

三 法第二十一條第四号又は第二十二條第五号に掲げる取引 当該取引における變化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四 法第二十一條第五号又は第二十二條第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めたと同條第二十一條第五号イ若しくはロ又は第二十二條第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五 法第二十二條第二号に掲げる取引 約定數値又はこれに類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の數量は、次の各号に掲げる取引の区分に應じ、当該各号に定め

（新設）

るものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

3

法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金

銭の授受により決済された場合 現実数値

二 法第二十一条第四号又は第二十二条第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の变化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合
当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三 法第二十二条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 現実数値又はこれに類似するもの

四 法第二十二条第四号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合
当該意思表示が行われた時のオプシヨンの対価の額

4
法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一 法第二十一条第三号又は第二十二条第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプシヨンが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合 当該オプシヨンが消滅した時

二 法第二十一条第五号又は第二十二条第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一条第五号イ若しくはロ又は第二十二条第六号イ若しくはロに掲げる事由が発

生した場合に金銭を受領する権利をいう。)が消滅した場合 当
該権利が消滅した時

5 | 法第百七十四条第一項第一号イ及びロに掲げる額の計算に関して
は、同号イの有価証券の売付け等には、違反行為期間（同号に規定
する違反行為期間をいう。次項において同じ。）において違反者が
違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた有価
証券の売付け等のうち最も遅い時期に行われたものから順次同号イ
の数量に達するまで割り当てるものとする。

6 | 法第百七十四条第一項第二号イ及びロに掲げる額の計算に関して
は、同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為期間において違反
者が違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行つた
有価証券の買付け等のうち最も遅い時期に行われたものから順次同
号ロの数量に達するまで割り当てるものとする。

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価
証券の売付け等)

第三十三条の十 法第百七十四条の二第二項に規定する政令で定める
取引は、次に掲げる取引とする。

一 三 (略)

四 法第二條第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引
(違反行為(法第百七十四条の二第一項に規定する違反行為をい
う。次条から第三十三条の十四までにおいて同じ。))に係る金融
商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に

(相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第百七十四条第二項に規定する政令で定める取引
は、次に掲げる取引とする。

一 三 (略)

四 法第二條第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引
(違反行為(法第百七十四条第一項に規定する違反行為をいう。
以下同じ。))に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定し
た期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この

基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五・六（略）

（現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一 法第百七十四条の二第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇六（略）

（現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二 法第百七十四条の二第七項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者（法第百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。

以下この条から第三十三条の十四までにおいて同じ。）が違反行為の開始時に自己又は法第百七十四条の二第六項各号に掲げる者（以下この条及び次条において「特定関係者」という。）の計算において当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れ

金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五・六（略）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一 法第百七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一〇六（略）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二 法第百七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで又は借り入れて自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合

二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している

て当該有価証券の売付けをしている場合（当該特定関係者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該売付けをしている場合を除く。）

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等について自己又は特定関係者の計算において第三十三条の十第二号から第六号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

（現実売買等による相場操縦行為をした者に対する課徴金につき自己の計算において有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第百七十四条の二第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反者又は特定関係者（当該違反者と同じの違反行為をした者を除く。）が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合

二 違反者が違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券等について自己又は特定関係者の計算において第三十三条の十一第二号から第六号までに掲げる取引を約定している場合（当該特定関係者が当該違反者と同じの違反行為をした場合にあっては、当該特定関係者が自己の計算において当該取引を約定している場合を除く。）

場合

（有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第百七十四条第九項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合

二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算に關し必要な事項)

第三十三條の十四 有価証券の売付け等(法第七十四條の二第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この條において同じ。)
(又は有価証券の買付け等(法第七十四條の二第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この條において同じ。))が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一五 (略)

2 (略)

3 法第七十四條の二第一項の課徴金の計算に關しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買(有価証券の売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。)をしたものとみなす。

一四 (略)

4 法第七十四條の二第一項の課徴金の計算に關しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一 (略)

(相場操縦に係る課徴金の計算に關し必要な事項)

第三十三條の十四 法第七十四條第二項に規定する有価証券の売付け等又は同條第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一五 (略)

2 (略)

3 法第七十四條第一項の課徴金の計算に關しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買(同條第二項に規定する有価証券の売付け等にあつては同條第三項に規定する有価証券の買付け等をいい、同項に規定する有価証券の買付け等にあつては同條第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。)をしたものとみなす。

一四 (略)

4 法第七十四條第一項の課徴金の計算に關しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一 (略)

二 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。）が消滅した場合 当該権利が消滅した時

5 法第七十四条の二第一項第一号イ及びロに掲げる額の計算に關しては、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

6 法第七十四条の二第一項第二号イ(1)及び(2)に掲げる額の計算に關しては、同号イ(1)の有価証券の売付け等には、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等のうち前項の規定により割り当てられなかったものを割り当てるものとする。

7 法第七十四条の二第一項第二号ロ(1)及び(2)に掲げる額の計算に關しては、同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等のうち第五項の規定により割り当てられなかったものを割り当てるものとする。

二 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。以下この号において同じ。）が消滅した場合 当該権利が消滅した時

5 法第七十四条第一項第一号に掲げる額の計算に關しては、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が売買対当数量（同条第四項に規定する売買対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イの有価証券の売付け等又は同号ロの有価証券の買付け等には、違反行為に係る有価証券の売付け等又は違反行為に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売買対当数量に達するまで割り当てるものとする。

6 法第七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に關しては、前項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等（法第五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同条第一項第二号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の

規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

7 法第七十四条第一項第二号ロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号ロ(1)の有価証券の売付け等又は同号ロ(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（新設）

（安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十四の二 法第七十四条の三第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の売付け

二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為（法第百七十四条の三第一項に規定する違反行為をいう。次条から第三十三条の十四の八までにおいて同じ。）に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれ

に類似するものに限る。）」

（安定操作取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十四の三 法第七十四条の三第三項に規定する政令で

定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の買付け

二 法第二十一条第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二十一条第三号又は第二十二条第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 法第二十一条第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受領することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 法第二十一条第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引

（新設）

（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（売付等数量）

第三十三条の十四の四 法第七十四条の三第五項に規定する政令で定める取引をしている場合は、違反者（同条第一項に規定する違反者をいう。以下この条から第三十三条の十四の八までにおいて同じ。）が自己又は特定関係者（法第七十四条の三第七項各号に掲げる者をいう。以下この条から第三十三条の十四の七までにおいて同じ。）の計算において有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合とする。

2 法第七十四条の三第五項に規定する政令で定める取引は、違反者が自己又は特定関係者の計算において約定している第三十三条の十四の二第二号から第六号までに掲げる取引とする。

3 法第七十四条の三第五項に規定する政令で定めるところにより算定する数量は、第三十三条の十四の八第二項各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（新設）

(買付等数量)

第三十三條の十四の五 法第百七十四條の三第六項に規定する政令で定める取引は、違反者が自己又は特定関係者の計算において約定している第三十三條の十四の三第二号から第六号までに掲げる取引とする。

(新設)

2 法第百七十四條の三第六項に規定する政令で定めるところにより算定する数量は、第三十三條の十四の八第二項各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(売付等数量から除くもの)

第三十三條の十四の六 法第百七十四條の三第八項に規定する政令で定める取引をしている場合は、特定関係者が自己の計算において有価証券を有しないで又は借り入れて当該有価証券の売付けをしている場合とする。

(新設)

2 法第百七十四條の三第八項に規定する政令で定める取引は、特定関係者が自己の計算において約定している第三十三條の十四の二第二号から第六号までに掲げる取引とする。

3 法第百七十四條の三第八項に規定する政令で定めるところにより算定する数量は、第三十三條の十四の八第二項各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(買付等数量から除くもの)

第三十三條の十四の七 法第百七十四條の三第九項に規定する政令で

(新設)

定める取引は、特定関係者が自己の計算において約定している第三十三条の十四の三第二号から第六号までに掲げる取引とする。

- 2| 法第百七十四条の三第九項に規定する政令で定めるところにより算定する数量は、次条第二項各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(安定操作取引等に係る課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四の八 有価証券の売付け等(法第百七十四条の三第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。)又は有価証券の買付け等(法第百七十四条の三第三項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。)が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二十一条第二号に掲げる取引 約定数値

二 法第二十一条第三号又は第二十二条第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額

三 法第二十一条第四号又は第二十二条第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四 法第二十一条第五号又は第二十二条第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一条第五号イ若しくはロ又は第二十二条第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

(新設)

五 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

3 法第七十四条の三第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で反対売買（有価証券の

売付け等にあつては有価証券の買付け等をいい、有価証券の買付け等にあつては有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合 現実数値

二 法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の變化率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該變化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 現実数値又はこれに類似するもの

四 法第二条第二十二項第四号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4 法第一百七十四条の三第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

一 法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合 当

該オプションが消滅した時

5 二 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。）が消滅した場合 当該権利が消滅した時

5 法第百七十四条の三第一項第一号イ及びロに掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に違反者が当該違反行為に係る上場金融商品等（同項第二号イに規定する上場金融商品等をいう。）又は店頭売買有価証券について自己の計算において行つた有価証券の売付け等（当該有価証券の売付け等の数量及び当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を合計して得た数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を超える場合には、当該超える数量に係るものを除く。）又は有価証券の買付け等（当該有価証券の買付け等の数量及び当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量を合計して得た数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合には、当該超える数量に係るものを除く。）は、当該違反行為に係るものとみなす。

6 法第百七十四条の三第一項第一号イ及びロに掲げる額の計算に関しては、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち、違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量と違反行為に係る自己の計算による有価証券

の買付け等の数量のうちいずれか少ない数量を超える数量に係るものは、違反行為に係るものに該当しないものとみなす。

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に関する必要な事項)

第三十三条の十七 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

二五 (略)

(公認会計士等の監査証明を必要とする者)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。)とする。

一 法第四條第一項から第三項までの規定による届出をしようとする者

二 (略)

2 (略)

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に関する必要な事項)

第三十三条の十七 (略)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二五 (略)

(公認会計士等の監査証明を必要とする者)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するものの発行者を除く。)とする。

一 法第四條第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者

二 (略)

2 (略)

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）
、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条並びに第三百六十三条から第三百七十一条までの規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2
（略）

3 法第九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）
、第六十六条の十二、第六十六条

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）
、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）
、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条並びに第三百六十三条から第三百七十一条までの規定並びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）
及び第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2
（略）

3 法第九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）
、第六十六条の十二、第六十六条

の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定に係る業務及び協会員又は当該協会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五百九条まで、第六十二条、第六十三条から第六十七

の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会又は当該協会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定に係る業務及び協会員又は当該協会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五百九条まで、第六十二条、第六十三条から第六十七

条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

5 法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第百三十三条第一項、第百五十七条から

定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

5 法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第

第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

6 法第百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二・三（略）

7
(略)

8 | 法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

- 一 法第百八十五条の七第十二項の規定による報告の受理
- 二 法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二條第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及

7
(略)

8 | 法第百九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第百九十三条の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二條第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において

び第三項、第一百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第一百七十二条の三各項、第一百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第一百七十二条の五、第一百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百七十二条の七から第一百七十二条の九まで、第一百七十二条の十各項並びに第一百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第一百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第一百七十二条の二第一

準用する場合を含む。）並びに第一百七十二条の二第二項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）

（に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第一百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第一百七十二条第一項（

項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。

三 法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限（法第一百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件の検査に係るものを除く。）

2 (略)

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第四条第六項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条にお

同条第四項において準用する場合を含む。）及び同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限

2 (略)

（企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任）

第三十九条 長官権限のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条、第四十一条の二及び第四十四条の三第一項において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第五項（法第二十三条の八第四項（法第二十七条にお

いて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録

いて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による通知書（内閣府令で定めるものを除く。）、法第二十三条の八第一項及び第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類及びその添付書類並びに法第二十五条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申請に係る書類（発行登録追補書類及びその添付書類に係るものに限る。）の受理

二（略）

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額（その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一条の二第二項及び第四十四条の三第一項において同じ。）が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録

書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書（法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）

第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の二第四項、第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。））、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。））、第二十四条の四の四第六項、第二十四条の四の五第三項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。））において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条

書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録取下届出書（法第二十三条の三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。））、第二十四条第一項及び第三項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）

第十三号において同じ。）の規定に基づく第四条第一項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項（第四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。））、第二十四条の四の三第三項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。））、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項（同条第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。））において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する

の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項、法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の二第四項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第二項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂

場合を含む。）の規定による書類、法第二十四条第十四項の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による確認書、法第二十四条の四の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条第八項及び第九項（法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条にお

正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第十二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第五項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

一の二 第二条の十二の二第一項の規定による承認

二 (略)

三 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四

いて準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（同条第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の五第十一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

(新設)

二 (略)

三 法第九条第一項及び第十条第一項（これらの規定を法第二十四

条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による書類の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四〇十二（略）

十二の二 法第二十四条第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第一項及び第二十四条の五第一項の規定による有価証券報告書、四半期報告書又は半期報告書の提出期限に係る承認

十三（略）

十三の二 法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による通知及び当該通知に係る聴聞

条の二第一項、第二十四条の五第五項及び第二十四条の六第二項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

四〇十二（略）

（新設）

十三（略）

十三の二 法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告書提出外国会社（法第二十七条において準用する場合にあつては、報告書提出外国者）に対する通知及び当該通知に係る聴聞

十四 (略)

十四の二 法第二十五条第六項の規定による縦覧書類（同条第一項に規定する縦覧書類をいう。）の全部又は一部を公衆の縦覧に供しない旨の決定及び同条第七項の規定による通知

十五 (略)

十六 法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第七十二条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項、第七十二条の三各項並びに第七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査十七十九 (略)

3 長官権限のうち次に掲げるものは、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

- 一 法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理
- 二 法第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する法第七条、第九条第一項及び第十条第一項の規定に

十四 (略)

(新設)

十五 (略)

十六 法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含み、前条第一項の規定により委員会に委任された権限を除く。）の規定による報告及び資料の提出の命令（法第七十二条及び第七十二条の二の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査

十七十九 (略)

3

長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の五ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の六第二項において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第四條第六項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二 四（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十條 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第二十七條の三第二項（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付届出書、法第二十七條の五第二号の規定による申出（法第二十七條の二十二の二第五項及び第二十七條の二十二の三第五項において準用する場合を含む。）、法第二十七條の十第一項の規定による意見表明

第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十三條の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第四條第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二 四（略）

（公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十條 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

- 一 法第二十七條の三第二項（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十三條の四（法第二十七條において準用する場合を含む。）、第二十三條の九第一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）及び第二十三條の十第一項（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

報告書、同条第十一項の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞並びに法第二十七条の十四第五項の規定による縦覧書類（同条第二項に規定する縦覧書類をいう。）の全部又は一部を公衆の縦覧に供しない旨の決定及び同条第六項の規定による通知

三 法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二

二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三 法第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二

項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令（法第百七十二条の五及び第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）。

四（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一（略）

二 法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十條第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞並びに法第二十七条の二十八第四項の規定による縦覧書類（同条第二項に規定する縦覧書類をいう。）の全部又は一部を公衆の縦覧に供しない旨の決定及び同条第五項の規定による通知

三 法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令（

項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

四（略）

（株券の大量保有の状況の開示に関する権限の財務局長等への委任）

第四十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。以下同じ。）に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地（当該居住者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一（略）

二 法第二十七条の二十九において準用する法第九条第一項及び第十條第一項の規定による訂正報告書の提出の命令及び当該命令に係る聴聞

三 法第二十七条の三十の規定による報告及び資料の提出の命令並

法第七十二條の七及び第七十二條の八の規定による課徴金に係る事件についてのものを除く。）並びに検査（第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一條の二 (略)

2・7 (略)

8 長官権限のうち、法第二十七條の三十の七第五項及び第六項の規定による公衆への縦覧及び通知の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

第四十四條の三 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七條の三十の規定による権限及び法第二十七條の三十五の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所

びに検査（第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2・3 (略)

(開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任)

第四十一條の二 (略)

2・7 (略)

(新設)

(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

第四十四條の三 (略)

2 (略)

3 長官権限のうち、第三十八條の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十七條の三十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合

在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 4 （略） （犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 （略） 二 法第百九十七条の二第一号から第十号の四まで又は第十三号の罪 三 （略） 四 法第二百条第一号から第十二号の二まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪 五・六 （略）	にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。 4 （略） （犯則事件の範囲） 第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。 一 （略） 二 法第百九十七条の二第一号から第十号まで又は第十三号の罪 三 （略） 四 法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪 五・六 （略）
---	---

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改正案	現行
(定義) 第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。 （委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲） 第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者	(定義) 第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「<u>適格機関投資家私募</u>」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、<u>適格機関投資家私募</u>、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。 （委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲） 第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者

（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一・二 （略）

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は外国の法令の規定により当該外国において同法第三条の許可と同種の許可（当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。）を受けている法人（第一号に掲げる者に該当するものを除き、当該商品投資顧問業者による運用の指図が次条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対する投資として行われる場合に限る。）

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 六 （略）

七 金銭債権（第一号、第二号、前号及び第十号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

八 （略）

九 商品（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第四項に規定する商品をいう。以下同じ。）

十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下

（委託者がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。）の受託者である信託会社等（法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

一・二 （略）

（新設）

（特定資産の範囲）

第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 六 （略）

七 金銭債権（第一号、第二号及び前号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。）

八 （略）

（新設）

（新設）

同じ。）に係る権利

イ 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第一項に規定する商品投資（同項第三号に掲げるものを除く。）に係る取引（以下「商品投資取引」という。）

ロ 商品市場（商品取引所法第二条第九項に規定する商品市場をいう。以下同じ。）及び外国商品市場（商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。）によらないで行う次に掲げる取引

(1) 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

(2) 当事者が商品若しくは商品指数（商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数をいう。以下この号において同じ。）についてあらかじめ約定する価格若しくは数値と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指数若しくは金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項に

規定する金融指標をいう。)の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引(これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を受受することを約するものを含む。)又はこれに類似する取引

二 当事者の一方の意思表示により当事者間において若しくはハに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

(委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲)

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者又は外国の法令の規定により当該外国において同法第三条の許可と同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている法人(第一号に掲げる者に該当するものを除き、当該商品投資顧問業者による運用が前条第九号又は第十号に掲げる資産のみに対する投資として行われる場合に限る。)

(証券投資信託の主たる投資の対象となる有価証券関連デリバティ

(委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲)

第四条 法第二条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

(新設)

(証券投資信託の主たる投資の対象となる有価証券関連デリバティ

ブ取引)

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券（金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。次条において同じ。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次条において同じ。）とする。

（適格機関投資家私募等の範囲）

第八条 法第二条第九項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合とする。

一 受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合であること。

二 当該受益証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の受益証券が金融商品取引法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券でないこと。

2 法第二条第九項第二号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合（前項に規定する場合を除く。）

ブ取引)

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。次条において同じ。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次条において同じ。）とする。

（適格機関投資家私募の範囲）

第八条 法第二条第九項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

（新設）

（新設）

（新設）

とする。

一 取得の申込みの勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあっては、金融商品取引業者等（金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。次項において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得の申込みの勧誘を行う場合であること。

二 受益証券がその取得者から特定投資家等（法第二条第九項第二号に規定する特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、特定取得者に限る。）をいう。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める要件に該当する場合（前項に規定する場合を除く。）であること。

3 前項第二号の「特定取得者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該受益証券を証券関連業者（金融商品取引業者等又は外国証券業者（金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者をいう。）をいう。次号において同じ。）の媒介、取次ぎ又は代理によつて居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号前段に規定する居住者をいう。）から取得する非居住者（同項第六号に規定する非居住者をいう。次号において同じ。）

二 当該受益証券を証券関連業者又は他の非居住者から取得する非居住者

（新設）

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款(法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。)に定めた投資信託(その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所(同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録される旨を投資信託約款に定めた投資信託にあつては、当該指標が適格指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる投資信託)として内閣府令で定めるものに限る。)

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券又は商品(金融商品取引所に上場されている有価証券、商品市場に上場されている商品その他の換価の容易な資産として内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「上

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款(法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。)に定めた証券投資信託(その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。)における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨及びその受益証券が金融商品取引所(同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場され、又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。以下同じ。)に登録される旨を投資信託約款に定めた証券投資信託にあつては、当該指標が適格指標(客観的かつ公正な基準に基づき算出される指標であつて継続的に公表されるものとして内閣府令で定める指標をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該指標の変動率が当該受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められる証券投資信託)として内閣府令で定めるものに限る。)

イ 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨

「場有価証券等」という。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨

ロ・ハ （略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イ その運用の対象を有価証券又は商品とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に应じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄又は種類の有価証券又は商品の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄又は種類の有価証券又は商品によつて当該受益証券を取得しなければならぬ旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券又は商品との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する上場有価証券等と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする投資信託であつて、当該受益権を他の投資信託の投資

ロ・ハ （略）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託であつて、次のイに定める適格指標の変動率とその受益証券の価格の変動率に適正に反映されると認められるものとして内閣府令で定めるもの

イ その運用の対象を有価証券とし、かつ、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を適格指標の変動率に一致させるよう運用する旨

ロ その受益証券の募集に应じる者は、内閣府令で定めるところにより、その運用の対象とする各銘柄の有価証券の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の有価証券によつて当該受益証券を取得しなければならない旨

ハ その受益証券とその投資信託財産に属する有価証券との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する有価証券（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三 その受益権を他の証券投資信託の投資信託財産に取得させることを目的とする証券投資信託であつて、当該受益権を他の証券投

信託財産に属する上場有価証券等をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

24 (略)

5 法第十三条第一項第三号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一五 (略)

六 商品(内閣府令で定めるものに限る。)の取得及び譲渡並びに貸借

七 商品投資等取引(内閣府令で定める取引に限る。)

(募集の取扱い等の範囲)

第二十四条 法第二十六条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一五 (略)

六 特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い(金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いをいう。)

資信託の投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)をもって内閣府令で定めるところにより取得させることができる旨を投資信託約款に定めたもの

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 (略)

24 (略)

5 法第十三条第一項第三号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一五 (略)

(新設)

(新設)

(募集の取扱い等の範囲)

第二十四条 法第二十六条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一五 (略)

(新設)

七| (略)

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)

第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行う者が行う外国投資信託の受益証券(内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 (略)

三 (略)

(登録投資法人が行うことができる取引)

六| (略)

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)

第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)を行う者が行う外国投資信託の受益証券(内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

二 (略)

三 (略)

(登録投資法人が行うことができる取引)

第百十六條 法第百九十三條第一項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引以外の特定資産に係る取引とする。

- 一 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引
- 二 商品の生産、製造、加工その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七條 法第百九十五條に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 四（略）
- 五 資産運用会社に、商品の売買の委託を行うこと。
- 六 九（略）

（投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等）

第百二十五條（略）

2（略）

3 法第百二十三條第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二（略）
- 三 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の運用を行ったものと同一の種類の商品について自己の計算で行った取得若しくは譲渡

第百十六條 法第百九十三條第一項第六号に規定する政令で定める取引は、宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引とする。

（新設）

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七條 法第百九十五條に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 四（略）
- （新設）
- 五 八（略）

（投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等）

第百二十五條（略）

2（略）

3 法第百二十三條第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一・二（略）
- （新設）

又は貸借の有無及びその取得若しくは譲渡又は貸借の別その他内閣府令で定める事項

四 当該資産運用会社が当該投資法人の資産の運用を行ったものと同一の種類の商品に係る商品投資等取引を自己の計算で行った事実の有無その他内閣府令で定める事項

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等)

第二百二十八条 法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、外国金融商品市場において売付けをし、又は当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

ニ (略)

三 (略)

(新設)

(外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等)

第二百二十八条 法第二百二十条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券(法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。)に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)

イ・ロ (略)

ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理(イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。)

ニ (略)

三 (略)

(意見を聴く関係行政機関の長等) 第百二十九条 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める行政機関の長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める大臣(次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣)とする。 一 特定投資運用行為(法第二百二十三条の三第一項に規定する特定投資運用行為をいう。次号において同じ。)を行う業務として、不動産(法第三条第一号に規定する不動産をいう。第百三十一条及び第百三十二条において同じ。)に対する投資を行う場合 国土交通大臣 二 特定投資運用行為を行う業務として、商品又は商品投資等取引に係る権利に対する投資を行う場合 農林水産大臣及び経済産業大臣 2・3 (略) (金融商品取引法等の適用に関する読替え等) 第百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。
--

読み替える金融 商品取引法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象 資産（投資信託及び投 資法人に関する法律施 行令第三条第三号から 第十号までに掲げるも のをいう。以下同じ。 ）
(略)	(略)	(略)
読み替える金融 商品取引法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二	又はオプション	、オプション又は対象

2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融 商品取引法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象 資産（投資信託及び投 資法人に関する法律施 行令第三条第三号から 第八号までに掲げるも のをいう。以下同じ。 ）
(略)	(略)	(略)
読み替える金融 商品取引法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二	又はオプション	、オプション又は対象

2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三号		資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）	第四十二条の三 政令で定める者 第一項	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

3 法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指定図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは

第三号		資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）	第四十二条の三 政令で定める者 第一項	(略)	(略)
(略)	(略)				
(略)	(略)				

3 法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指定図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは

、次の表のとおりとする。

(略)			読み替える金融商品取引法の規定
(略)	(略)	又はオプション 第三号	読み替えられる字句
(略)	(略)	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）	読み替える字句

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合

、次の表のとおりとする。

(略)			読み替える金融商品取引法の規定
(略)	(略)	又はオプション 第四十二条の二 第三号	読み替えられる字句
(略)	(略)	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）	読み替える字句

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合

合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第十号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

（関係行政機関の長との協議等を要する特定資産）

合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第三号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

（関係行政機関の長との協議等を要する特定資産）

第三百三十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し定められる次に掲げるものとする。

一 十五 (略)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し行われる次に掲げるものとする。

一 三 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

一 九 (略)

4 内閣総理大臣は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣(当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣)と協議するものとする。

一 不動産に關し定められる内閣府令 国土交通大臣

第三百三十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産(法第三条第一号に規定する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第三百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に關し定められる次に掲げるものとする。

一 十五 (略)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に關し行われる次に掲げるものとする。

一 三 (略)

3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に關し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

一 九 (略)

4 内閣総理大臣は、不動産に關し、第一項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

(新設)

二 農林水産関係商品（商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第二十八条各号に掲げる商品をいう。以下この条において同じ。）又は農林水産関係商品投資等取引（農林水産関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに農林水産関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に關し定められる内閣府令 農林水産大臣	（新設）
三 經濟産業関係商品（農林水産関係商品以外の商品をいう。以下この条において同じ。）又は經濟産業関係商品投資等取引（經濟産業関係商品に係る商品投資等取引及びその対象となる物品のうちに經濟産業関係商品が含まれる商品指数に係る商品投資等取引をいう。以下この条において同じ。）に係る権利に關し定められる内閣府令 經濟産業大臣	（新設）
5 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に關し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）と協議するものとする。	5 金融庁長官は、不動産に關し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。
一 不動産に關し行われる処分 国土交通大臣	（新設）
二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 農林水産大臣	（新設）
三 經濟産業関係商品又は經濟産業関係商品投資等取引に係る権利に關し行われる処分 經濟産業大臣	（新設）

6 金融庁長官は、不動産、商品又は商品投資等取引に係る権利に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第八十七條の登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は登録の申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣（当該各号の二以上に該当する場合には、当該各号に定めるすべての大臣）に通知するものとする。 一 不動産に関し行われる届出又は登録の申請 国土交通大臣 二 農林水産関係商品又は農林水産関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる届出又は登録の申請 農林水産大臣 三 経済産業関係商品又は経済産業関係商品投資等取引に係る権利に関し行われる届出又は登録の申請 経済産業大臣 （財務局長等への権限の委任） 第三百三十五條 （略） 2 （略） 3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五條第二項の規定及び前條の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七條第九號の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三條第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 4 5 6 （略）	6 金融庁長官は、不動産に関し、第三項各号（第六号から第八号までを除く。）に掲げる規定に基づく届出又は法第八十七條の登録の申請があつた場合には、国土交通大臣に通知するものとする。 （新設） （新設） （新設） （新設） （財務局長等への権限の委任） 第三百三十五條 （略） 2 （略） 3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限（法第二百二十五條第二項の規定及び前條の規定により委員会に委任されたものを除く。）並びに第百十七條第八號の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、法第二百十三條第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。 4 5 6 （略）
---	--

